

IDEC now

● 中小企業サポート誌

<http://www.idec.or.jp>

No. **23**

2006.3

4 クローズアップ

顧客満足主義に徹した事業展開
株式会社相模地所 代表取締役 森本 隆之 氏

6 特集2

新しい地域ブランド保護の動向
有明国際特許事務所 米国弁護士・弁理士 佐藤 勝 氏

8 上海だより

杭州市IT産業の概況

9 トピックス

横浜知財ITクラスター形成・支援
プロジェクトに参加しませんか？

10 横浜市経済局から

12 インフォメーション

起こせはま風！
未来に向けて



表紙イラスト「金沢動物公園」：おおばひろし

IDEC
YOKOHAMA

発行 / 財団法人横浜産業振興公社
(横浜市中小企業支援センター)
〒231-0011 横浜市中区大田町2-23 横浜メディア・ビジネスセンター 7階
Tel.045-225-3714



コミュニティビジネス事業者紹介

P.2

商店街、NPOとの連携により、銭湯跡地を
コミュニティ再生の拠点に

イムノエイト株式会社

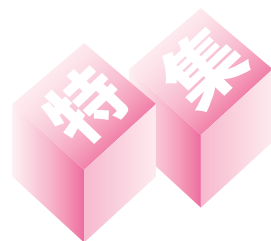
地域・コミュニティの様々なニーズや課題に対応して、継続的に事業を行い、豊かな地域社会づくりと地域経済の活性化をめざす「コミュニティビジネス」。

今回は、商店街の銭湯跡地に高齢者支援施設を開設し、子育て支援のNPO法人とも連携して異世代間の交流の場を提供することで、コミュニティの再生を目指す事業者を紹介します。

コミュニティビジネス事業者紹介

商店街、NPOとの連携により、 銭湯跡地をコミュニティ再生の拠点に

イムノエイト株式会社



地域・コミュニティの様々なニーズや課題に対応して、継続的に事業を行い、豊かな地域社会づくりと地域経済の活性化をめざす「コミュニティビジネス」。

今回は、商店街の銭湯跡地に高齢者支援施設を開設し、子育て支援のNPO法人とも連携して異世代間の交流の場を提供することで、コミュニティの再生を目指す事業者を紹介します。



● 高齢者と子育て支援の融合施設がオープン

1月12日、港北区の妙蓮寺駅前商店街の銭湯跡地に完成した「妙蓮寺ほっとプラザ」の開館式が多数の関係者出席のもと、盛大に行われました。

この施設は、企業とNPO法人という異なる事業体同士が連携し、高齢者支援事業と子育て支援事業を実施する拠点となるものです。

鉄骨2階建ての同施設の1階部分に、高齢者を対象としたデイサービスを行う施設（「ゆーのデイサービス」）とグループ保育や一時預かりを行う施設（「ゆーのびーの」）がテナントとして入居しています。お互いの事業者は、デイサービス施設を利用する高齢者と子育て支援施設に集う親子という異世代

のふれあいの場をつくり、双方にとって相乗効果のある交流をつくりあげることを目指しています。



妙蓮寺ほっとプラザ

● 商店街の活気を取り戻したい

「ゆーのデイサービス」を運営するイムノエイト株式会社（＝以下イムノエイト）は鶴見を中心に調剤薬局や介護支援事業を行っている企業で、商店街を地域医療や高齢者介護の中心地に据えろという「タウンヘルスケアステーション構想」を掲げて事業を展開しています。構想のきっかけは、代表取締役社長の谷口さんが、商店街の持つ環境（高齢者、車椅子・ベビーカー利用者等にとって行動しやすい）や特性（店主とお客がお互い顔見知りになることで安心感が生じやすい）に注目したことによりま

した。商店街に病院や薬局、介護施設を集めることで、地域の人達が集まり、交流を通じて商店街に活気を取り戻せるのではないかと考えた谷口さんは、商店街に様々な病院を誘致するとともに、イムノエイトとしても介護支援事業所を開設しました。

そうして安全で快適に暮らせるまちづくりを目指してきた結果、商店街の中に病院、薬局、介護施設が整い、多くの人々が商店街に集まるようになったことで、商店街に活気が戻ってきました（谷口さん談）。

● 思いが一致し、NPOとの連携が実現



ゆーのびーの

鶴見で一定の成果を出せたことで、谷口さんが次に目指したものが、高齢者と子どもを対象とした融合型のデイケア施設でした。

核家族化が進む現在では、おじいちゃんやおばあちゃんと生活を共にする子どもは少なく、また、地域全体で子ども達の成長を見守る風潮もなくなりつつあります。高齢者と子どもが一緒に過ごせる施設を設けることで、お互いがふ

れあい、交流する場を提供できるだけでなく、介護・育児の担い手でもあるお母さん達の「働く場」そのものにもなりうるのではというのが発想の原点でした。

そうした中、谷口さんは、港北区でひろば型子育て支援施設の運営や子育て情報誌の作成等を行っているNPO法人びーのびーの（＝以下びーのびーの）と出会います。お互いに、子ども達が地域の人達に見守られながら育ってほしいという考えを持っていた点で思いが一致し、港北区へ場所を移して、連携により事業に取り組むことになりました。

企業とNPO法人という一見すると全く異なる目標を持つ事業体同士ですが、地域と密着し、地域に貢献したいという理念やお互いの思いが共通したことから、今回の施設オープンに至ったのです。

● 銭湯跡地をコミュニティ再生の拠点に

谷口さんは、施設の立地にあたり、妙蓮寺の地元の人達が長い間親しんできた銭湯の跡地に目をつけました。

時代の変遷に伴って人々の生活様式も大きく変わり、銭湯が姿を消していく傾向にあります。町の銭湯には、単なる浴場というだけでなく、地域生活の中心的な役割を担ってきた面もあります。高齢者と幼児という全く異なる世代

の支援施設の組み合わせは、あまり例をみませんが、もともとここは地域のコミュニティの場であり、異世代の住人同士が交流する場でもあったのです。谷口さんは、その場所に施設をオープンすることで、かつて銭湯が担ってきたコミュニティの場が再生されるとともに、地域の活性化の核にもなると考えました。

● 地元商店街との連携で、地域を巻きこんだ取り組みに

地元商店街も施設のオープンを歓迎しています。空き店舗の増加や来街者の減少に悩む商店街にとって、銭湯の閉鎖が与える影響は決して少なくなく、大きな悩みとなっていました。今回、施設ができることで、そこに集う高齢者や親子をはじめ、多くの人々が商店街に足を運ぶようになるため、商店街の活性化にさらに弾みをつけられるよう、積極的に取り組む姿勢を見せています。

一方、谷口さんとしても、高齢者と親子の交流だけでなく、地元商店街との連携により、施設を地域の交流拠点と

して発展させていきたいと考えていることから、具体的な取り組みについて地元商店街との話し合いを重ねています。

今回の取り組みは、昔ながらの集いの場であった銭湯を現代版コミュニティスペースとして再生させるという点が評価され、公社の実施するチャレンジコミュニティビジネス支援事業の助成対象プランにも決定しました。

成功事例をつくることで、一つでも多くの商店街が活性化していく上での参考になればと語る谷口さん。今後の取り組みがますます期待されます。

イムノイト株式会社

代表者 代表取締役社長 谷口 郁子
事業内容 ・調剤薬局の経営
・介護関連事業
・医業経営コンサルタント業務
・医療用医薬品、試薬、動物用及び農業用医薬品ならびにその原料の売買及び仲介またはその輸出入

・医薬品及び医療情報サービス
・保険請求事務の受託業務
・医療機械器具の販売
所在地 横浜市鶴見区市場富士見町8-2
連絡先 TEL 045-504-2871
FAX 045-504-2938
URL <http://immuno8.com/>

同社の「タウンヘルスケアステーション構想」については、当社の「横浜発コミュニティビジネス」ページでも紹介しています。

URL http://www.cb-yokohama.jp/jirei/other_02.php4



株式会社相模地所

代表取締役
森本 隆之 氏

Close up

不動産の企画、設計、施工等を行った物件を自社ブランド「レジェンドシリーズ」として販売し、設立以来急成長を続けている株式会社相模地所。お客様に満足していただける、販売する側が自信を持って勧められる物件だけを提供していくのが同社の方針だ。「住まいとは、家族が笑顔で集い、安らぎのある空間です」と語る、社長の森本さん。お客様に販売した後も定期的な点検やアフターサービス等を行っており、お客様から信頼を得ている。

同社は日本サッカー協会所属J2「横浜FC」のオフィシャルスポンサーでもある。「地域社会への貢献をしながら、ともに成長できる企業でありたい」という企業理念から、設立当初から支援を続けている。

レジェンドホーム3つの約束

● 御社のブランドである「レジェンドシリーズ」についてお聞かせください。

「レジェンドシリーズ」とは自社で建設する不動産の総称で、4つのブランドから形成されます。レジェンドシリーズのうち、建売住宅を「レジェンドホーム」、プロジェクト用地の開発行為を行う「レジェンドシティ」、マンションを「レジェンドスクエア」、アパートを「レジェンドピラ」と位置づけ、お客様に提供しています。レジェンドホームを建設する際に、当社の商品コンセプトに基づき行っています。

● 商品コンセプトとは？

「安心」、「快適」、「信頼」を「レジェンドホーム3つの約束」とし、商品コンセプトとしてかかげています。万全の施工をするため、行政と民間の保証機関による検査をそれぞれ複数回受けます。そして物件引渡後は保証、アフターサービスを行い、お客様に「安心」していただけるよう努めています。また住む人に優しい住宅設計となるよう、安全性・快適性・デザイン性など様々な視点から物件

の企画を行い、住まいの「快適」さを感じていただくとともに、お客様に誠意ある対応で「信頼」されるサービスの提供に取り組んでいます。

● 御社の強みはどのような部分ですか？

当社が100%出資する子会社と連携をとりながら、総合的で優良なサービスを一貫体制で供給できる点です。具体的には厳選した用地の取得から始まり、徹底したマーケティングに基づく企画・設計、万全の管理下での安全施工、アフターサービス等を行います。また販売する側が自信をもって提供できる物件だけをお客様に提供しています。

● どのようなことに工夫をされていますか？

自社で建設する物件の記録簿を作成し、お客様に提供しています。その中に建設途中の写真や、その物件に関わる全ての社員の顔写真をコメントとともに添付してお渡しするので、お客様に安心していただけます。そうすることで当社の社員の責任感を引き出すことにもつながります。販売後は、定期点検などのアフターサービスをする際に報告書を作成



株式会社相模地所

〒241-0816 横浜市旭区笹野台1-29-7

TEL.045-390-5111 (代表)

FAX.045-390-5112

URL <http://www.legend-home.co.jp/>

事業内容

建売住宅、不動産の企画、
設計、施工、分譲、他



し、お客様にお渡しし、記録簿に追加していただくようにしています。当社でもその控えを保管し、その結果を分析することで、その後に手がける物件の改良などにつなげています。モデルルームには実際に生活した際の雰囲気が伝わるよう、当社のインテリアコーディネーターに家具など

を用意させています。お客様の中には物件だけでなく展示してある家具も購入したいという方もおり、家具そのものも販売しています。お客様の満足度を高め、その満足度を追求することが当社の成長につながりますので、常にお客様の立場になり行動するように努めています。

順調に業績を伸ばすことが出来たのは、顧客満足主義を追求してきた基本理念によるもの

●開業資金について教えてください。

設立当初は有限会社として300万円の自己資金で開業しました。4年後に資本金を1,000万円に増資し株式会社に組織変更しました。好景気とは決して言えない時代に事業展開をしてきたのにもかかわらず、これまで順調に業績を伸ばすことが出来たのは、顧客満足主義を追求する当社の基本理念があるからだと考えています。

●昨年から社会問題となっている耐震偽装問題の影響で、お客様の様子に変化が見られましたか？

お客様の反応に変化を感じるということはありませんが、当社では自信をもって勧められる物件しか販売しないということを実践しており、それをお客様に理解していただければ逆に追い風だと考えています。従来の建売住宅のイメージは「安かろう・悪かろう」であり、時にはマスコミで騒がれるような一部の欠陥住宅が存在するのも事実です。当社では不動産の仲介などをさせていただく際に、当社がお薦めできない物件と判断した段階で、こちらからお客様にお断りをする場合もあります。

●社員教育はどのようにされていますか？

不動産に関する法律が新しく施行されるなど、新たな知識が必要になると、講師をよんで社内で講習会を開きます。そして特に今年から社員一人ひとりのスキルアップを支援していけるよう、希望する社員に対し1人10万円の補助を検討しています。10万円を使いきり、成果を出さなくてはいけないというのは社員にとってプレッシャーとなります。その中で補助を申請するのは業務に対して非常に前向きで喜ばしいことです。できるだけ社員の気持ちに応えていきたいと思っています。

●今後の抱負についてお聞かせください。

今後は注文住宅に応えられるよう事業の拡大をはかるとともに、持家やマンション志向、賃貸志向など、様々なお客様のニーズに応えられるよう取り組んでいきます。そして売上を現在の3～4倍にしていきたいと考えています。これらの目標を3年後を目安に事業計画を立て実行するとともに、常に新たな事業の可能性を求めて挑戦していきます。

ワンポイントアドバイス

森本社長は当社設立前も不動産業界で仕事をしており、そのころから実際に物件を見て問題のある物件は取り扱わないようにしてきたそうです。また、創業後しばらくは仲介がほとんどでしたが、その頃もお客と一緒に現場へ行き、物件を床下まで見てチェックポイントをお客様にアドバイスをし、本文にもあり、問題点を見つけ自信を持って勧められない物件は自社から仲介の取りやめを申し出たそうです。ライブドア問題で経営者の倫理やルール遵守が話題となっていますが、森本社長の姿勢はこの点において模範的と言えるでしょう。

ところで、当社の成長スピードを考えると資金調達に苦労してきたはずなのですが、森本社長は「運良く、それほど資金繰りには苦労しなかった」と話されていました。お客様を大切にする姿勢が、お客様だけでなく金融機関からも評価を受け、資金繰りにもつながったのではないのでしょうか。

今年からはマンション販売も本格的開始し、3年後には売上高を現在の4倍にすることを目標としています。顧客を大切にする姿勢が変わらない限り目標達成の可能性は非常に高いでしょう。



地域経済を活性化させる商標法の一部改正

新しい地域ブランド保護の動向

有明国際特許事務所 米国弁護士・弁理士 佐藤 勝氏

● なぜ地域ブランドが...

2006年4月1日から新たに地域団体商標の登録出願ができるようになります。その制度を簡単に説明しますと、地名入りの商標について、より早い段階で団体商標としての登録を認めようというのが新しい地域団体商標の登録制度の内容です。これは地名がついた商標を保護することでその地域経済の活性化を図ることが目的です。一方で、商標権は知的財産権の中でも強力な独占権の1つと考えられてお

り、特許権に比べても無効理由が少なく比較的に安定した権利であるといえ、一旦登録された商標は潰されにくいという性格がその背景にあります。このため、不適切な者に独占権としての商標権を与えてしまうことで多くの人が迷惑するという事態を招かないための立法にもなっています。今回、改正点を中心に新しい地域団体商標の登録制度について簡単に理解できるように解説してみたいと思います。

● 改正前における地域ブランドの法的保護

ご存知の方も多いかも知れませんが、実は地名と普通名称を単純に組み合わせた商標は原則として登録できないものとされています（商標法3条1項3号）。そして、この原則の例外が地域ブランドについて商標登録をすることであり、登録のためには実務的に2つの手段がありました。その1つは、知名度を高めて出所表示機能を獲得するようにする手段で、いわゆるセカンダリーミーニング（二次的意味）を取得する方法です。このような周知性は永年の使用や、宣伝、広告などにより獲得できましたが、全国的な知名度が必要となっていました。もう1つの手段は、図形と組み合わせることで、図形によって独自性を得る方法です。図形を組み合わせることで、“普通に用いられる方法で表示する（商標法3条1項3号）”から外れることになり、権利を独占することが可能となります。しかしながら、権利を行使して他人の侵害をやめさせる場合に、図形との組み合わ

せで登録となった商標は、文字だけの商標と異なり、図形を含めて類似でなければ権利侵害なしとなってしまうという問題を残します。

■ 地名 + 普通名称の例（文字だけの商標）

登録2591067号	登録4546706号	登録4437259号
夕張 	宇都宮餃子	佐賀牛

■ 図形との組み合わせの例（図形付きの商標）

登録4696358号	登録4625235号	登録4786671号
		

● 改正後における地域ブランドの法的保護

今回の改正は、団体商標制度という外枠を利用した地域団体商標登録という形式で、地名 + 普通名称からなる地域ブランドについてのハードルをやや低くし“全国的な周知性”から“隣接する都道府県に及ぶ程度の周知性”で良しとするものです。そのため、全国的な周知性を獲得するまで時間がかかっていたものを短縮することができ、早い段階での町おこしや村おこしなどを権利面から支援できることになります。

ここで地域団体商標の登録要件について少しつけ加えて説明しますと、先ず出願人・権利者が構成員の加入について不当な制限のない事業協同組合や農業協同組合などの法人格を有する必要があり、例えば社団法人や地方公共団体、商工会議所などでは出願人になれないとされています。地名については、旧地名（江戸、相模など）、海域名、山岳、河川名などでも良いとされています。対象となる商品や役

務については、今までに使用してきたものと一致しており、さらに地域名と対象となる商品や役務に密接な関連性が必要となります。例えば、工芸品などでは、主要工程がその地域で行われていることが必要で、単に最後の包装だけを行っている場合には登録要件を満たさない可能性があります。

また、地名と商品（役務）の普通名称、または慣用名称の組み合わせに、さらに表示する際に慣用されている文字を加えたような商標（例えば本場〇〇織、元祖〇〇焼）でも、地域団体商標の登録を受けることができます。

● 今までの登録制度との関係

新しい地域団体商標の登録制度が利用できるようになることで、従来からの登録制度が無くなるわけではなく、今まで2つの手段で登録可能とされていたものが、さらに登録のためのチャンネルが1つ増えることになります。地域団体商標の登録制度では、地名＋普通名称の商標については周知性のハードルが下がることになり登録しやすくなりますが、図形を組み合わせた商標については新しい地域団体商標制度を利用する場合も、従前の通常の商標登録出願をする場合も権利のしやすさの面から特に変わるところはなく、逆に新しい地域団体商標の方が要件が多重となるため、従

前の出願方法をそのまま行うのが得策な場合もあります。また、一般的な原則である先願主義（競合する内容に関して先に出願した者に権利を付与する原則）は、そのまま適用されますので新しい地域団体商標についても先に特許庁へ提出した者が権利者となることになります。

	通常商標	団体商標	地域団体商標（新）
権利主体	自然人、法人	社団法人、組合など	〇〇協同組合などの特別法で設立された組合
文字だけの地名入り商標	全国的な周知性		隣接都道府県にまたがる周知性
図形付きの地名入り商標	登録可能。ただし、文字だけの商標に対して権利行使できないおそれあり。		

● 新しい地域団体商標制度の活用法

まず、地域団体商標制度を利用するためには、その団体が事業協同組合や農業協同組合のような法人格を有するかどうかを考える必要があります。その法人格がなければ通常の出願が団体商標として出願することになります。地域団体商標に利点があるのは、文字だけの地名入り商標を登録する際ですから、そのような商標の権利を取得するのかが重要です。もし周知性が充分でないという理由で拒絶された場合には、特許とは異なり同じ内容で再出願を図り、その間に宣伝や広告などを使って知名度を上げることもできます。構成員の加入について不当な制限のないという点も要件の1つですので、今後、町おこしの事業協同組合のルールづくりにもこの視点が必要となります。

ここまでは主に権利を取る場合について説明しましたが、地域団体商標をどこかの組合に取られてしまった場合でも、その地域団体商標の出願時に正当に使用している方

には先使用权という権利が与えられ、そのまま使い続けることも可能です。従前の先使用权では、周知性が必要でした（商標法32条）が、今回の改正で新設された地域団体商標に対する先使用权は周知性は必要なく、不正競争の目的でなければ使用し続けることができます（商標法32条の2）。

今回の地域ブランドの話は、地名＋普通名称の話ですので、横浜で地域ブランドを考えてみた場合、有名な地域、例えば横浜、元町、関内、本牧、桜木、みなとみらいなどを普通名称の商品と組み合わせる商標とする例があるかと思いますが、改正された制度を利用する場合には、既に県外にも及ぶ知名度があるものでないと難しいでしょう。また、協同組合などの組織が必要となりますので、既に組合という組織になっている場合は迅速な対応ができますが、そうでない方はこれから組合を設立する必要があります。

参考URL：特許庁の「地域団体商標制度のお知らせ」パンフレット <http://www.jpo.go.jp/torikumi/>

横浜産業振興公社では、商標権をはじめとする知的財産権活用や組合設立に係わる各種サポートを行っています。ぜひ、お気軽にご相談ください。

■お問い合わせ
経営支援部 経営支援担当 TEL. 045-225-3711

上海 だより

杭州市IT産業の概況

～ 横浜産業振興公社上海事務所 副所長 廣木 淳 ～

春節（1/29～2/4）直前に、浙江省の省都杭州市を訪れました。そこで杭州市信息化弁公室田副局長と、杭州市ソフトウェア協会陳副秘書長に、杭州市のIT産業の動向について話を聞く機会がありました。

杭州市IT産業の特長として、両大（2つの大規模）、両優（2つの優秀）、両新（2つの新分野）という言葉が使われます。

両大とは、通信・ソフトウェア、両優とは、IC設計・デジタル家電、両新とは、ゲーム・アニメを指します。

統計局の発表によると、一定規模以上の企業の総売上高は、909.45億人民元（1兆2732億円：1人民元＝14円換算。以下同様）で、前年度比44.38%増です。うちソフトウェア製品売上高は、198.43億人民元（2778億円）を占めています。特に電子製品の組込系ソフトの売上高は、110.27億人民元（1543億円）となっています。ここ2～3年間、杭州市のソフトウェア売上高は、40%以上の増加を続けています。



「両新」として、アニメ・マンガ産業の振興を進めている。

電子情報製品輸出額は、25.59億米ドル（3070億円：1米ドル＝120円換算。以下同様）前年比113.07%増と高い伸び率となっています。ソフトウェア製品の輸出額は、1.57億米ドル（1884億円）で、同じく37.72%増。

電子情報産業従事者数は、9万1875人で、全市の就業者数の19.6%を占めています。しかも、昨年より2万6886人も増加しており、前年比41.57%増となっています。うち、電子製造業が31.9%増の6万8188人。ソフトウェア産業では26.99%増の2万3687人となっています。

杭州市ではIT関連企業は、全部で1473社ありますが、電子製造業が480社、ソフトウェア企業が993社となっています。そのうち杭州市ソフトウェア企業認定を受けているのは280社です。ソフトウェア製品登記をしているものは1289件で、この数は浙江省の85%以上を占めています。

中国政府はソフトウェア企業のCMM認証を推奨していますが、杭州市でもCMMはソフトウェアの国際通行証として、杭州市信息化弁公室と杭州国家高新技术開発区が補助金給付などの奨励策を進めています。現在11社のソフトウェア企業がCMM認証の助成を受けています。

更に知的財産権を有するソフトウェア開発も、積極的に助成しており、ソフトウェア著作権登記補助として300人民元/件（4200円）、税関知的所有権保護登録申請補助として800人民元/件（1万1200円）、杭州国家高新技术開発区は別途、ソフトウェア著作権登記に対し500人民元（7000円）の補助をだしています。

年商1億人民元（14億円）を超えるソフトウェア企業は29社となり、うち12社は国家情報産業部が発表する、中国ソフトウェア産業ベスト100社に選ばれています。上場企業も13社あり、上海・香港・シンガポールの各市場で公開しています。

中国第4位のソフトウェア産業の規模を持つ都市ですが、まだ日本での知名度が低い杭州市を、一度訪問してみても如何でしょうか。

■ お問い合わせ

横浜産業振興公社上海事務所（横浜市上海事務所）

上海市浦東新区銀城東路101号匯豐大廈（HSBC）27楼

TEL. 021-6841-5777 FAX. 021-6841-5700 URL <http://sh.idec.or.jp>

横浜型IT産業クラスター形成のためのプロジェクト

横浜知財ITクラスター形成・支援プロジェクトに参加しませんか？

横浜および横浜周辺には、ハードウェア、ソリューション、コンテンツといった幅広いIT分野の企業が非常に多く立地しています。同時に、横浜には高度経済成長を支えてきた高い技術力を有する製造業も多く存在しています。また一方で、横浜市は350万人を超える人口を抱え、一大マーケットを有するとともに、その多くが高感度な市民であることから、新しいビジネスや技術・商品開発がしやすいクリエイティブなエリアであるといえます。

こうした横浜にある多くの優れた企業同士がネットワーキングし、このクリエイティブな横浜というエリアで新しいITを中心とした技術・商品・サービスなどのビジネス開発をしていこうというのが、「横浜型IT産業クラスター」です。

このクラスターを形作るのは、企業の皆さん方です。ぜひ、本プロジェクトにご参画いただき、ここ横浜から新しいITビジネスを実現させていきましょう！



実証実験事例 タブレットPC



テーマ別研究会風景

参加のメリット

- 様々な企業との新しい出会いの場を創出！
本プロジェクトでは交流会や研究会を随時開催していますので新たな出会いの場があります。
- 皆さまの販路開拓を支援！
本プロジェクトでは専門家による販路開拓支援やマッチングの場の提供など、皆さまの商品・サービスの販路開拓を支援します。
- 新商品・新サービスを生み出すチャンス！
本プロジェクトで出会った企業との連携・提携から新商品・新サービスが生まれるかも！？
- 本プロジェクト・オフィシャルホームページで登録者をご紹介！
本プロジェクトのホームページで皆さまの企業紹介・商品・サービス紹介を行います。
- 行政・連携機関からの様々なお役立ち情報を配信！
本プロジェクトにご登録いただくと、様々な団体で実施しているイベント等の情報を随時お届けします。
- その他(財)横浜産業振興公社の支援メニューをご利用いただけます！
専門家相談や株式公開支援、各種セミナー等、様々な支援メニューもご利用いただけます。

申込方法

Webサイト（<http://itcluster.idec.or.jp>）よりオンラインでお申し込みいただけます。またFAX、郵送でも受け付けます。

■お申し込み・お問い合わせ

経営支援部 創業・新事業支援担当

TEL. 045-225-3740 FAX. 045-225-3738

E-mail danzen@idec.or.jp

URL <http://itcluster.idec.or.jp>

新

横浜キーテクノロジー

独自に開発したセンタレス(心なし)研削加工技術で マイクロサイズのピンを製造



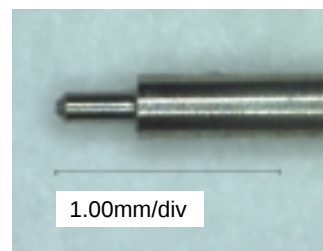
高い技術力で、マイクロサイズのピンをオーダーメイド加工

(株)アルファテックは、独自に開発したセンタレス研削加工技術で、マイクロサイズのピンを、高精度で製造することを可能にしました。ストレートピンでは最小加工径が $\phi 0.03\text{mm}$ ($\phi 30\mu\text{m}$ ・実験室レベル $\phi 20\mu\text{m}$)、段付きピンの先端径の最小加工径は $\phi 0.006\text{mm}$ ($\phi 6\mu\text{m}$)という加工実績です。

また、(株)アルファテックのセンタレス研削加工技術は、マイクロサイズの段付きピンの加工工程を、従来の3工程以上から1工程で製造することを可能

にしました。同社の加工技術は、加工精度を保ちながら、コスト削減も実現しています。

今後は、センタレス研削加工技術で、電子部品類の製造のほかに、最先端の治療用医療機器などの製造分野への進出が期待されています。

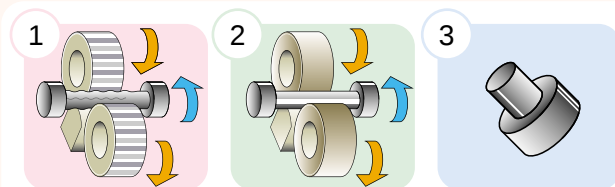


段付きピンを一度で仕上げる加工技術の開発

- 1 センタレス研削とは、研削砥石の回転と工作物の回転を利用して、工作物の外周を研削する方法です。
- 2 従来のセンタレス研削で段付きピンを加工する場合、問題となっていたのは工作物をベアリングで押さえなければならなかったことと、1度の加工では精度がでなかったことです。そのため、複数工程に分けて加工したり、寸法形状によっては切り落として捨てる部分が発生したりしていました。
- 3 アルファテックの新加工技術では、先端部分を含め一度で加工できるようになり、今までの工程を減らすことに成功しました。

段付きピンを一度で仕上げる加工技術の開発

	段をつける 粗加工	段つきの 仕上げ	切断
従来の加工	→	→	→
アルファテックの新加工	(不要)	→	(不要)



アルファテックの支援センター活用法

→ 技術連携コンソーシアムに参加しています。

株式会社 アルファテック

代表取締役 大野 和実

横浜市緑区白山1-11-40 TEL.045-935-0650 FAX.045-935-0654

【創 立】平成元年4月

【資本金】10,000,000円

【URL】<http://www.alphatech-yokohama.co.jp>

■お問い合わせ

横浜市工業技術支援センター 制作担当：鈴木 TEL. 045-788-9000

URL http://www.city.yokohama.jp/me/keizai/sien_c/index.html

開港150周年～市政120周年～基本計画(仮称)中間とりまとめ発表

みなさまからのご意見・アイデアお待ちしております

2009(平成21)年に横浜は、開港150周年を迎えます。この記念すべき年に向け、横浜市では、開港150周年記念事業の具体像を示した「開港150周年基本計画」を現在策定しています。

この基本計画では、記念事業の方向性を「まち・み

なと」「ひと」「祝祭」というキーワードで3つのプロジェクトにまとめています。

今回中間とりまとめとしてこれを発表し、市民のみなさまからの意見を募集いたします。いただいたご意見等を踏まえ、本年6月に基本計画を確定します。

基本計画の主旨

横浜ならではの歴史的財産を活かしながら、新たな横浜の魅力づくりを進めます

横浜の新たな
顔づくり・まちづくり
推進プロジェクト
まち・みなと

民が
主役

祝祭
横浜開港
“ハッピー・バースデー”
プロジェクト

先人への感謝とともに、横浜らしさをアピールする記念式典等を市民と協働で開催します

ひと
市民力・地域力発揮
プロジェクト

市民の力が発揮されるイベントやプロジェクトが行えるよう、積極的な支援を行います

横浜の新たな顔づくり・まちづくり推進プロジェクト

横浜ならではの歴史的財産を活かしながら、21世紀の新たな魅力づくりを進めます。開港発祥の地の再整備や文化・芸術の持つ創造性を活かした都市づくりなどを進めていきます。

また、次世代の横浜再発展に向け、全市的な視点からその基盤となるようなまちづくりも同時に進めていきます。

市民力・地域力発揮プロジェクト

子どもから高齢者まで、多くの市民が150周年を記念して行う、音楽やスポーツ、環境、福祉活動など多様な「イベント・プロジェクト」を展開していく動きを、横浜市は積極的に応援していきます。

また、国際舞台で活躍できる次世代の「はまっ子」育成や市民レベルの国際交流の支援、市内各地域の歴史や風土、個性を活かした地域への愛着を深めていくような取組も市民とともに進めていきます。

横浜開港“ハッピー・バースデー”プロジェクト

開港150周年というメモリアルな年を、歴史や先人の業績を知る機会にするとともに、「チャンスあふれるまち」の創造に向けて、「横浜らしさ」をアピールしながら、その魅力を国内外に広く発信するための記念式典や記念イベントを多くの市民と協働で開催します。

基本計画に対するご意見をお待ちしています

【募集内容】

基本計画(中間とりまとめ)に対する意見、イベントに対するアイデア等

【募集期間】

3月20日(月)まで

【詳細・意見の提出方法】

市民局市民情報センター及び各区役所区政推進課広報相談係等でリーフレットを配布中。
横浜市ホームページでも閲覧・受付できます。

<http://www.city.yokohama.jp/me/keizai/promotion/150/plan>



アンケート回答者の方に
抽選で素敵なプレゼントを
ご用意しています。
奮ってご参加ください!

■お問い合わせ先・応募先

横浜プロモーション推進事業本部 開港150周年担当
横浜市中区港町1-1 TEL. 045-671-4170

1

第100回記念・産学交流サロンにご参加を！

当社が市工業会連合会と共催してきた「産学交流サロン」は毎月の回を重ね、6年間で約100名の市内理工系9大学研究者から専門的、先進的な研究成果が発表され、参加企業の技術革新に生かされました。

企業だけでなく先生方も産学連携に熱心に取り組まれた方が多く、約1割の方が大学発ベンチャーを立ち上げました。この機会に奮ってご参加いただき、産と学の身近な交流を進めてください！

■ 日 時：平成18年3月6日（月）

15時～17時15分 記念講演会

17時30分～18時40分 交流会

■ 場 所：横浜情報文化センター 6階情文ホール
（中区日本大通11番地「関内」駅徒歩10分、
みなとみらい線「日本大通り」駅直結）

■ 主催者あいさつ：中田宏 横浜市長

■ 基調講演：相澤益男 東京工業大学学長

■ 事例紹介：橋本芳郎

（株）マイクロ・エナジー 代表取締役

■ 第100回講演：中島真人

慶應義塾大学理工学部電子工学科教授

「大学の研究成果を社会に活かす

—大学発画像技術の実用化—」

数々の研究成果、技術移転の実績をお話ししていただく予定です。

■ 企業／大学交流会：＊参加費1,000円申し受けます。

■ お申し込み・お問い合わせ

産学連携推進部 TEL. **045-225-3733** FAX. **045-225-3737**

E-mail joint@idec.or.jp URL <http://joint.idec.or.jp>

2

2006年6月、横浜が「フランス」になる。 「横浜フランス月間・2006」が今年も開催されます

横浜がフランス第3の都市・リヨンと姉妹都市提携を結んで50年。開港150周年を目前にした横浜で身近なフランスを感じられる、横浜フランス月間が今年も開催されます。中心となる文化事業をはじめ、市内の飲食店、商業施設、宿泊施設、観光施設等で様々な「フランス」を実現し、横浜への集客につなげていきます。昨年開催時に好評を博したことから、今年は開催期間を昨年よりも延長して行われます。

横浜フランス月間では参加事業者を募集し、開催期間中の公式ロゴマークの使用を呼びかけています。お店のメニューやリーフレット、ポスター、看板に掲載するなど様々な用途があり、事業が終了するまで募集を受け付けています。

● 開催期間：2006年6月1日（木）～7月17日（月・祝）

● 主 催：財団法人横浜観光コンベンション・ビューロー



横浜フランス月間・2006
公式ロゴマーク

■ お申し込み・お問い合わせ

財団法人横浜観光コンベンション・ビューロー 企画部 TEL. **045-211-0122** FAX. **045-221-2100**

URL <http://www.welcome.city.yokohama.jp/france>

E-mail france_month@www.welcome.city.yokohama.jp

350万市民がごみ減量・リサイクルに挑戦！ ヨコハマはG30